

成長産業を支える人材育成事業企画コンペに係る募集要領

※本事業は、和歌山県議会令和8年2月定例会において、本事業に係る令和8年度予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更する場合がある。

※企画提案書を提出しようとする事業者は、必ず事前説明会に参加すること。

1 概要

(1) 業務名

成長産業を支える人材育成事業

(2) 業務内容

「成長産業を支える人材育成事業企画コンペに係る仕様書」のとおり

(3) 見積限度額

7,087,000 円（消費税及び地方消費税含む）

(4) 契約予定期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

2 参加資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (7) 国税、県税及び市町村税の滞納がない者であること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。
- (10) 本業務に係る事前説明会に参加すること。

3 参加資格書類の提出

(1) 提案者は次に掲げる書類（以下、「参加資格書類」という。）を提出すること。但し、カキクについては、契約候補者として選定された提案者のみ、選定後、速やかに提出すること。

ア 提案者の会社概要（任意様式）※必要に応じて追加資料を求める場合がある

イ 誓約書（様式1）

ウ 役員等に関する調書（様式2）

エ 法人にあっては、財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近1年分）、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し（直近1年分）

オ 法人にあっては、定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあっては、住民票

カ 印鑑登録証明書

キ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（発行後3か月以内のもの）

ク 都道府県税について未納がない旨の証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

(2) 参加資格書類の留意事項

ア 正本1部を下記連絡先及び提出先に郵送又は持参により提出すること。

イ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 県が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

エ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する者については、その審査結果通知の写しを提出することにより（1）のウ～クの参加資格書類を当該書類に代えることができる。

(3) 提出期限

令和8年3月24日（火）17時まで

※企画提案書などの提出書類と併せて提出すること

4 スケジュール

項 目	日 程
公告	令和8年3月6日（金）
企画提案書作成に係る質問期間	令和8年3月6日（金） ～3月13日（金）17時まで
事前説明会の参加申込	令和8年3月11日（水）17時

事前説明会	令和8年3月12日（木）10時
質問の回答期日	令和8年3月16日（月）
参加表明書の提出	令和8年3月17日（火）17時まで
企画提案書の受付期間	令和8年3月24日（火）17時まで
選定委員会	令和8年3月26日（木）13時30分
契約候補者の決定	令和8年3月27日（金）

5 事前説明会について

(1) 日時：令和8年3月12日（木）10時

(2) 場所：オンライン

※本業務に係る企画提案書を提出する事業者は必ず参加すること。

※参加する場合は、事前説明会参加申込書（様式4）を令和8年3月11日（水）17時まで下記連絡先及び提出先に提出すること。

6 企画提案書作成に係る質問について

(1) 質問期間：令和8年3月6日（金）～3月13日（金）17時まで

(2) 質問方法：質問書（様式3）により電子メールで下記連絡先及び提出先に提出すること。質問期間以外に提出された質問書は受け付けない。

(3) 質問回答：質問者に対し電子メールで回答し、必要に応じて和歌山県成長産業進課ホームページにて質問及び回答内容を公開する
 ※<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/index.html>

(4) 回答期日：令和8年3月16日（月）

7 企画提案書作成に係る参加表明について

(1) 参加表明書

当該事業に参加意思のある事業者は、参加表明書（様式5）を下記連絡先及び提出先に提出すること

(2) 提出期限

令和8年3月17日（火）17時まで

8 企画提案書等の提出について

(1) 提出期限：令和8年3月24日（火）17時まで

(2) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

イ 見積書及び積算内訳（任意様式）

※見積額が上記 1（3）の見積もり上限額を超えないこと。

※消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

(3) 提出方法

紙ベース 6 部と電子データ（企画提案書を一つのデータにまとめること）により上記期限内に下記連絡先及び提出先に提出すること。ファイルサイズが 5 MB を超える場合は受信できない。その場合、「大容量ファイル送受信サービス」の URL を発行するので、下記連絡先及び提出先に連絡すること。なお、期限を過ぎて提出された企画提案書類は受け付けない。

※企画提案書を提出した後に下記連絡先及び提出先に連絡すること。

(4) 企画提案書に盛り込む内容

ア 本事業の目的を踏まえた事業方針

イ 本事業の具体的な取組内容及び手法

※別添仕様書 5（1）～（5）に記載の項目毎に提案すること

ウ 本事業の取組体制（人員・経験等）や再委託等の予定

エ 本事業の取組に係る独創的なアイデア

オ 本事業の実行力を証明する実績、本事業の実施に係る見積金額

(5) その他

ア 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。

ウ 提案のあった企画提案書等は返却しない。

エ 一旦提出された提出書類の差し替え及び修正は、理由の如何に関わらず認めない。

9 企画審査

(1) 選定方法

事業者の選定は、県が別に定める「和歌山県商工労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）の審査により行う。選定委員会は、あらかじめ定められた選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの内容により公正な審査・評価を行い、最も優れた提案をした者を契約候補者として選定する。

(2) 選定委員会

ア 開催日時 令和8年3月26日(木) 13時30分

イ 開催場所 和歌山県庁 北別館 会議室1-C

(和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地)

ウ 注意事項:

- ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書類の受付順とする。
- ・プレゼンテーション参加人数は、1事業者あたり2名までとする。
- ・プレゼンテーションは15分、質疑応答は15分程度とする。
- ・期限内に提出した資料のみを用いてプレゼンテーションを実施することとする。
- ・提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・プレゼンテーションは対面で行い、指定の時間に遅れた場合には、選定対象としない。

(3) 選定項目及び評価内容

提案する事業内容について、下記の項目に基づき数値(得点)で評価し、契約候補者を選定する。なお、選定委員会において必要と認める選定項目を追加する場合があります。

ア 業務内容の理解度:業務内容について十分に理解しているか等。

イ 業務内容の具体性:提案内容が具体的、妥当であるか等。

ウ 提案内容の安全性:業務実施体制に問題がないか。

エ 提案内容の独創性:独自の発想に基づく提案が含まれているか等。

オ 業務実施の安定性:宇宙教育プログラムの実績があるか、見積金額は妥当か等。

(4) 契約候補者の選定について

各委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行った提案者のうち最高評価点の提案者1者を契約候補者とする。

(5) 提案者が1者の場合

提案者が1者の場合においても、選定委員会における評価の結果、評価点数の合計が満点の6割以上に達している場合、当該提案者を契約候補者に選定する。

(6) 評価点数が同点の場合

評価点数が同点の場合は、上記(3)イの評価点が高い事業者を選定する。(3)イが同点の場合は、以下同様に(3)ア、(3)ウ、(3)エ及び(3)オの評価点数を順に比較し、点数が最も高い事業者を選定する。(3)オの評価点数も同点の場合は、見積額が低い事業者を選定する。

上記においても事業者を選定できない場合は、選定委員の合議により事業者を選定する。

(7) 選定結果の通知

選定結果は、選定後、速やかに参加者に通知する。

(8) 選定結果の公表方法及び内容

選定結果は、選定後、速やかに和歌山県成長産業推進課のホームページにて契約候補者の名称と評価点を公表する。

(9) その他

- ア 提出書類を提出後、契約締結までの手続期間中に提案者が指名停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。また、該当する者が受託者として選定されている場合は、次順位の者と手続を行う。
- イ 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに下記連絡先及び提出先まで連絡するとともに、書面により届け出ること。
- ウ 選定された受託者は、本件業務を第三者に委託し又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ和歌山県成長産業推進課の承認を受けた場合はこの限りではない。

10 失格の条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある

- (1) 「2 参加資格に関する事項」に掲げる参加資格を満たさない場合
- (2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 企画提案書作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 提案者に次の行為があった場合
 - ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
 - イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと
 - ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること
 - エ 企画提案書類に虚偽の記載を行うこと
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

11 契約の締結

和歌山県は、選定した契約候補者と企画提案の内容をもとに、協議のうえ仕様書の内容等を確定し契約を締結する。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において、次点の候補者と協議する。

契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合はその全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- (2) 過去2箇年の間に国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

1 2 その他

- (1) 選定された場合には和歌山県と十分協議を行いながら事業を進めること。
- (2) 企画提案書に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案書提出者が負うこと。
- (3) 提出された企画提案書は「和歌山県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となること。
- (4) 本契約により製作された成果物の著作権は和歌山県に帰属すること。

1 3 連絡先及び提出先

- ・担当課：和歌山県 商工労働部 企業政策局 成長産業推進課
- ・担当者：小倉、舩田
- ・住 所：〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- ・電 話：073-441-2355
- ・F A X：073-432-0180
- ・E mail：ogura_t0006@pref.wakayama.lg.jp